

第1号議案

令和6年度 事業報告並びに収支決算報告承認の件

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【概 要】

令和6年の県内延べ宿泊者数は911万人を超え、現行の調査方式になってから過去最多となるなどコロナ禍を乗り越え堅調に推移しています。このような中、公益社団法人やまなし観光推進機構は地域連携DMOとして、観光の高付加価値化による収益性の向上と観光産業の経営基盤の強化を両輪として、会員である市町村、観光協会、観光関係の事業者等との連携の元、様々な取り組みを行ってまいりました。

観光・物産情報の発信では、毎月15日に発行するWebマガジン「富士の国やまなし」において、季節や旬を意識した訴求力の高い情報の発信に努めるとともに、SNSやマスメディア等を活用し、それぞれの媒体が得意とするターゲット層・内容を意識した情報発信を行いました。

誘客については、6年ぶりの春開催となる第51回信玄公祭りを次の50年に向けた第一歩とすべく新たな魅力づくりに取り組み、春としては過去最高となる17万4千人の方にご来場いただきました。

また、本県の課題である冬季の誘客を強化するため、「冬こそ山梨キャンペーン」を実施するほか、旅行雑誌とタイアップし、東部地域のPRを強化するなど県全体の観光需要の底上げに努めました。

着地型観光商品の発掘・造成については、高付加価値化に向けた取り組みとして、カシオペア紀行と温泉・ワインを組み合わせるなど新たなツアー造成を行いました。

県産品の販路拡大については、継続的に実施している駅ビルやサービスエリアなどでの物産展に加え、新たに首都圏大手企業の本社ビルを会場とするなど外部出店の強化を図りました。

このような取り組みに加え、社会的関心が高まっているカスタマーハラスメントに対応するセミナーの開催や個別の課題解決に向けた専門家派遣など、会員の皆様のニーズに寄り添った支援を行ってまいりました。

令和6年度事業報告

I 観光・物産のPR

1 観光・物産の情報発信

(1) Web等による情報発信

①ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」

・総アクセス数 1,038万ページビュー

(前年度 1,061万ページビュー 前年対比△2.2%)

【Webマガジン 主な特集ページタイトル】

4月15日 (5月号)	GW親子で楽しめる八ヶ岳南麓・清里スポット
5月15日 (6月号)	雨でも遊べる山梨の観光スポット
6月15日 (7月号)	さくらんぼ狩りのおすすめ農園、スイーツ特集
7月15日 (8月号)	明野サンフラワーフェス特集
8月15日 (9月号)	ぶどう狩りのおすすめ農園、スイーツ特集
9月15日 (10月号)	上野原市観光スポット5選
10月15日 (11月号)	紅葉特集
11月15日 (12月号)	秋冬の農産物特集
12月15日 (1月号)	冬の絶景スポット特集
1月15日 (2月号)	いちご(農園・スイーツ)特集
2月15日 (3月号)	冬の清里高原、信玄公祭り特集
3月15日 (4月号)	信玄公祭りお楽しみイベント紹介



【3月15日(4月号) トップ画像】

②やまなしフルーツキャンペーン2024

・さくらんぼキャンペーン	5月27日～6月30日
・ももキャンペーン	7月 1日～8月 4日
・ぶどうキャンペーン	8月 5日～9月16日
・いちごキャンペーン	1月27日～2月24日

プレゼント企画応募者数 39,386人

(前年度32,178人・前年度比122.4%)



③冬こそ山梨キャンペーン

県内の冬ならではの魅力的な絶景写真を紹介した特設ページを開設。紹介する絶景の中から一つを選んで応募するプレゼント企画を開催。

開催期間 12月5日～2月28日
 プレゼント企画応募総数 10,397人



④SNSによる情報発信 (3月末日現在のフォロワー数)

- ・フェイスブック：富士の国やまなし観光ページ
 フォロワー数 2,997人 (前年度末から+57人)
- ・エックス (旧ツイッター)：武田菱丸
 フォロワー数 13,892人 (前年度末から+421人)
- ・インスタグラム：@yamanashikankou
 フォロワー数 21,227人 (前年度末から+3,586人)

(2) Webと連動した印刷物による情報発信等

①観光&イベントガイド「ワイン県やまなし」の発行



【秋・冬号】



【春号】

②第51回信玄公祭り

- 1) 信玄公祭り公式ガイドブック制作
信玄公役の紫吹淳氏へのインタビュー記事を制作、掲載
- 2) 県広報誌「ふれあい」及び「やまなしStyle」の取材協力
それぞれ誌面で2ページにわたり信玄公祭りをPR



【信玄公祭り公式ガイドブック】



【ふれあい】



【やまなしStyle】

③やまなし百名山手帳

- ・ 県観光地経営支援グループ(旧観光資源課)発行の山梨百名山手帳（安全登山の指針）を配付
- ・ 「山梨百名山登頂証明書」の発行 55件

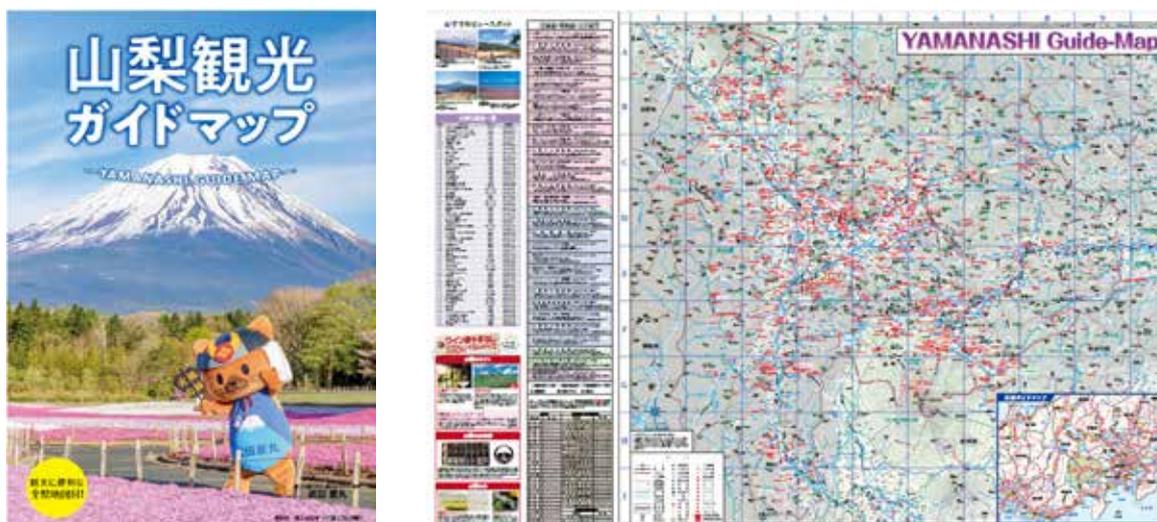
④まっふる特別編集「山梨東部エリア」の発行（東部地域PR強化）

- ・ 発行部数：30,000部
- ・ 配架先：JR各駅（62駅）、中央自動車道SA及びPA（6カ所）、東部地域各所



⑤山梨観光ガイドマップの発行

- ・ 発行部数：80,000部



(3) マスメディア等による情報発信

①FMラジオによる観光情報提供事業

- ・ 機構会員がFM富士の番組「ACTUS」の中のコーナーに出演し旬の観光情報等を発信（平日9:10頃～）170回

②NHKラジオでの観光情報の発信

- ・ 機構職員がNHK甲府放送局の番組「かいラジ」の中の「よってけし！」コーナーに出演し旬の観光情報等を発信（毎月第1木曜17時台）

③ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズ広告事業

- ・ V F 甲府のアウトエイ練習着及び山梨クイーンビーズ練習着へ「ワイン県やまし」のロゴマークを入れて P R

④雑誌観光広告掲載事業等

- ・ 旅行読売 10月号 富士山特集（計10ページ）



⑤フィルム・コミッション事業

- ・ 映画、テレビドラマ、CM等の制作支援

ロケ実施件数 240件

主な作品：ドラマ『降り積もれ孤独な死よ』、ドラマ『3000万』
ドラマ『ホットスポット』、アニメ『mono』 など



⑥パブリシティ

アニメ『mono』 放送告知

- ・ イベントガイドブック 2025春号（3月～6月）
- ・ 広報こうふ 2025年4月号 ※他、県央ネットやまなし加盟市町広報誌
- ・ 甲府商工会議所だより 2025年3月号 No.833



(4) 観光案内所の運営

①観光物産総合案内所の運営

- ・やまなし観光推進機構窓口での観光情報の提供、案内
- ・甲府駅南口総合観光案内所への協力
- ・ワイン県やまなしフルーツ公園情報館
- ・日本ワイン企画展（仲田理事長が総合監修）の継続実施（令和7年3月まで）

2 観光・物産のプロモーション

(1) 各種団体との連携キャンペーン

① J R 東日本と連携したキャンペーン

- ・ J R 八王子駅山梨フェア 6月27日～ 29日
- ・ J R 大宮駅産直市（上野駅改修による代替） 9月 3日～ 6日
- ・ J R 八王子駅桃の花産直市 2月27日～3月1日

② 中日本高速道路と連携したキャンペーン

1) S A、P A を活用した情報発信

- ・ 談合坂 S A（下り）県及び市町村等の観光パンフレットを配架
デジタルコンテンツによる情報発信（281件）
- ・ 双葉 S A（下り）お客様感謝イベントへの協力
（5月18日、9月7日）

2) 利用分散への取り組み

- ・ 観光需要の時空間分散に向けた実証実験「スイスイ旅」への協力



【スイスイ旅チラシ】

3) 中日本高速道路と連携

- ・CHU-TRIP（丹波山村、小菅村）制作取材への協力
発行部数15,600部
配架先：中央自動車SA及びPA(19カ所)、県内各所



- ・「中央道沿線（山梨県&長野県）魅力発信！フェスタ」（南大沢）での
観光キャンペーン（3月15日～16日）

- ③日本観光振興協会と連携したキャンペーン
- ④静岡県及び近隣県と連携した観光キャンペーン
- ⑤ヴァンフォーレ甲府戦誘客キャンペーン
- ⑥第一生命保険「ワイン県やまなし川柳2024」への協力



【ワイン県やまなし川柳募集チラシ】

(2) アンテナショップ「Cave deワイン県やまなし」の運営

- ・サンシャインレッドの店頭販売

(3) 商談会の開催

- ・売れ筋商品発掘市商談会の開催（2月19日）
バイヤー9件、セラー32件

(4) 県産品通販サイトの管理

令和6年度実績

Y a h o o	販売点数	4, 359点	売上	7, 451千円
楽天	販売点数	13, 477点	売上	19, 607千円
計		17, 836点		27, 058千円
(令和5年度実績		15, 542点		24, 469千円)

(5) 外部出店の強化

- | | |
|---|------------|
| ①山梨ジュエリーフェア2024 | 4月10日～12日 |
| ②第1回やまなしアウトドアまつり | 6月8日～9日 |
| ③JR八王子駅山梨物産展（八王子市） | 6月27日～29日 |
| ④アリオ橋本店やまなしフェア | 8月21日～26日 |
| ⑤東京都庁山梨フェア | 8月28日～30日 |
| ⑥日本の夏フェス（品川） | 9月5日～7日 |
| ⑦富士山静岡空港山梨物産展 | 9月14日～16日 |
| ⑧オーガスタキャンプ2024 | 9月20日～21日 |
| ⑨国分寺マルイ山梨物産展 | 10月2日～8日 |
| ⑩損害保険ジャパン本社ビル | 10月10日 |
| ⑪イオンモール甲府昭和及びイオン新浦安ショッピングセンターにおける「山梨ヌーボー」の店頭販売・RR | 11月3日～4日 |
| ⑫県民の日イベント | 11月17日 |
| ⑬東京エレクトロン本社ビル | 12月13日 |
| ⑭JR八王子駅やまなし桃の花産直市（八王子市） | 2月27日～3月1日 |
| ⑮JR静岡駅物産展（静岡市） | 3月7日～8日 |
| ⑯NEXCO中日本魅力発信フェスタ（八王子市） | 3月15日～16日 |



【空港における県産品販売：富士山静岡空港】

(6) その他

- ①戸板女子短期大学産官学連携プロジェクトへの協力（仲田理事長）



II 観光地域づくりへの支援

1 市町村観光協会等との連携

(1) 機構職員の市町村観光協会等との連携

- ・各市町村及び観光協会へ機構担当者の定期訪問にて情報収集、相談対応

(2) 東部地域（3市3村）との連携強化

- ・5月28日 令和6年度東部地域合同会議開催
都留市、大月市、大月市観光協会、上野原市、上野原市観光協会、道志村、小菅村、小菅村観光協会、丹波山村、たばやま観光推進機構、中日本高速道路（株）、東日本旅客鉄道（株）、富士急行（株）機構より仲田理事長他6名が出席
- 12月納品 まっふる東部地域特別編集版制作
- 3月納品 CHU-T R I P小菅・丹波山制作
イベント、観光スポット等旬な情報を記事作成し、情報発信

(3) 共同事業

- ・甲府市：昇仙峡地域活性化推進協議会
- ・甲府市：小江戸甲府の夏祭り実行委員会
- ・市川三郷町：神明の花火関係
- ・笛吹市商工会：笛吹グルメ・ワインF e s t a実行委員会

(4) 関係団体事務局

- ・第51回信玄公祭り実行委員会
令和7年4月4日～6日にて開催
春開催としては過去最高の17万4千人を記録
- ・峡東地域ワインリゾート推進協議会 総会（5月15日）
- ・山梨県観光果実園振興協議会
理事会兼総会開催書面表決（6月10日～18日）
- ・山梨県観光施設協会 総会開催（4月22日）

2 旅行会社へのプロモーション

(1) 観光説明会・商談会の開催

- ・第1回 9月6日（水）名古屋（名古屋栄ビル）
商談会参加者：旅行会社 20社、県内事業者 35者（前年比4者増）
10分×12商談 名刺交換会
県より小林観光推進監、機構より仲田理事長他4名、山梨県大阪事務所2名が現地対応
- ・第2回 2月4日（火）東京（ビジョンセンター東京京橋）
商談会参加者：旅行会社 34社（前年比4社減）
県内事業者 50者（前年比3者減）
10分×12商談 名刺交換会
県より小林観光推進監、機構より仲田理事長他5名が現地対応



名古屋



東京

(2) 旅行会社訪問営業の検討

・実施なし

3 着地型観光商品の発掘・造成、流通・販売促進

(1) 観光資源の発掘・造成（主な実績）

・高付加価値化への取組み

12月7日～8日 JR大人の休日倶楽部「20名さま限定！特別企画
予約困難な白州蒸溜所見学と美酒県山梨のワイン・日本酒に
触れる星野リゾート リゾナーレ八ヶ岳宿泊2日間」
（@125,000円） 11名



サントリー白州蒸溜所



星野リゾート リゾナーレ八ヶ岳

やまなしウェルネスツーリズム推進協議会検討委員として参画

12月22日 「カシオペア紀行開湯1200年の歴史を誇る
信玄の湯 湯村温泉 常磐ホテル」(173,000円~284,000円) 8名



信玄の湯 湯村温泉 常磐ホテル



サントリー登美の丘ワイナリー

1月6日~3月31日 富士山五合目 冬の山小屋ステイター
(@75,000円) 集客なし

・サステナブル、SDGs 関連への取組み

9月13日 株式会社 JBAホールディングス

JBAグループサステナビリティイベント

「富士山環境美化クリーン作戦」へ参加 東京より15名

・県及び市町村との連携による観光商品の開発

5月~9月 婚活マッチング事業 21名

8月24日～25日	芦川で田舎の夏を満喫する宿泊体験交流ツアー	12名
10月7日	山梨県人会連合会 多摩源流を訪ねて ～小菅村・丹波山村～小さな村のまちおこし	40名
10月～12月	山梨のものづくり魅力発見事業(県内8校、15社)	
11月7日	世界農業遺産モニタリングツアー	16名
11月16日	芦川移住空き家見学と体験交流ツアー	4名

(2) 着地型観光商品の流通・販売促進

- ・ J R (びゅうツーリズム&セールス) 等、旅行会社との連携
J R 東日本びゅうツーリズム&セールスとの連携による高付加価値化商品の造成、販売
10月19日 初運行! 「カシオペア紀行甲府行き」で行く甲州の旅
参加者へお土産としてシャインマスカット提供 105名
- ・ やまなし観光ネットの強化、O T A との連携
通年 富士山の不思議「樹海洞窟体験」 36名
通年 富士の名水が育てた極上の「わさび収穫体験」 58名
- ・ 「ふるさと納税返礼品」での流通の拡大
ふるさと納税着地型お礼品「1泊2食付ペア宿泊券」 23名

4 M I C E、インバウンド、教育旅行への取組み

(1) M I C E 開催支援 (観光パンフレット類の提供、物産販売、等)

- ・ 5月22日 関東商工会議所女性会連合会2024年度総会山梨大会
700名 (県民文化ホール)
- ・ 6月13日～14日 第78回国立大学病院長会議
150名 (甲府記念日ホテル)
- ・ 6月29日 第1回甲府地域クラウド交流会
100名 (県立図書館)
- ・ 7月5日～6日 関東甲信越静地区印刷協議会第71回年次大会
120名 (シャトレーゼホテルにらさきの森)
- ・ 7月13日 地域とともにある学校づくり推進フォーラム2024山梨
150名 (山梨県立文学館, 山梨県立美術館)
- ・ 10月26日～27日 第60回日臨技関甲信支部・首都圏支部医学検査学会
1,000名 (軽井沢プリンスホテル) ※前年開催地 P R
- ・ 11月7日～8日 第38回法人会全国青年の集い福井大会
2,000名 (フェニックスプラザサンドーム福井)
※前年開催地 P R
- ・ 11月21日～23日 日本放射線腫瘍学会第37回学術大会
2,000名 (パシフィコ横浜)

等々年間30件 (前年度14件)
他令和7年度案件対応7件

(2) インバウンド事業への取組み

- ・ J N T O（日本政府観光局）と連携した海外向け P R 推進
- ・ 10月22日台湾訪日教育旅行促進事業 日台教育旅行関係者意見交換会
- ・ V I S I T J A P A N トラベル&M I C E マート2024出展
9月26日～28日（東京ビッグサイト東7ホール） 31商談
富士五湖観光連盟、笛吹市観光物産連盟、ブライダルセンター寿屋
（株）ジャム企画、イチフジエンターテイメント、やまなし観光推進機構

(3) 教育旅行への取組み

- ・ 山梨県観光商談会等を活用した誘致活動
- ・ 市町村教育委員会からの大型案件（自然教室）への対応

Ⅲ 観光関連産業への支援

1 観光産業の生産性向上

観光産業の生産性向上に向けた観光事業者等への支援・指導

(1) 外部の専門家等による生産性向上講座の開催

会員の関心の高いテーマを中心に、地域性等を考慮した内容について開催

○11月20日

「世界に選ばれるデスティネーションを目指して～次の10年の富士山観光のあり方を考える～」(参加者76名、オンライン参加5名)

- ・講師：山下 真輝 氏(株式会社JTB総合研究所・主席研究員)
- ・内容：国内外のお客様に世界標準のリゾート地として認知される地域づくりを考える

※一般社団法人富士五湖観光連盟共催セミナー

○11月28日

「カスハラ・クレームから現場を守る～クレームを引き起こす要因から解決メソッドまで～」(参加者34名)

- ・講師：高萩 徳宗 氏(有限会社ベルテンポ・トラベル・アンド・コンサルタンツ)
- ・内容：カスハラ・クレームから現場を守る方法、クレームを引き起こす要因から解決メソッドまでを学ぶ

富士五湖観光セミナー

世界に選ばれるデスティネーションを目指して
～ 次の10年の富士山観光のあり方を考える ～

2024年11月20日(水) 午後2時開始
(1時30分開場、4時締切予定)

会場：ハイランドリゾートホテル＆スパ
グランドバンケット「富士」(2F)

講師：山下 真輝 氏
(株式会社JTB総合研究所 主席研究員)

聴取料：無料

定員：50名(先着順、キャンセル料あり)

申込先：(一社)富士五湖観光連盟・富士五湖観光連盟(公社)やまなし観光推進機構

富士五湖観光セミナー 参加申込書

氏名	〒	TEL
姓		
名		

【オンライン参加の場合はこちらから】

申込先：(一社)富士五湖観光連盟・富士五湖観光連盟(公社)やまなし観光推進機構

申込先：(一社)富士五湖観光連盟・富士五湖観光連盟(公社)やまなし観光推進機構

カスハラ・クレームから現場を守る

～ クレームを引き起こす要因から解決のメソッドまで ～

参加費無料

11.28(木)

時間：13:30～15:00 受付13:00～

会場：山梨県立博物館 生涯学習室

申込方法：FAX または WEB (詳細をご覧ください)

申込締切：R6.11.25(月)

定員：50名

講師：高萩 徳宗 氏

有限会社ベルテンポ・トラベル・アンド・コンサルタンツを創業、サービスコンサルタンツとして、多くの業種を元にした具体的なサービスへの提案を行う、大手企業から自治体まで、サービスに精通した幅広い知識、システムを駆使、YouTubeチャンネル「サービスの本質」「クレーム対応の本質」は現場で経験するスタッフだけでなく、マネージャー層にも敬請をいただいております。2024年11月からは、後援業種が4社に増え、ご協力として参加の仕方も変わります。

(2) 高付加価値化や生産性向上等の経営助言等の実施

機構職員による経営課題や生産性向上に向けた相談や支援
訪問・ヒアリング件数202件

(3) 生産性向上に向けた経営指導・助言等に係る助成

専門家を活用した課題解決の取り組みに対する助成

(派遣助成件数 10件)

- 飲食事業ブランディングの指導・支援
- 技術習得によるサービス開発及び生産性向上の指導・支援
- おもてなし力向上に向けた指導・支援
- 商品コンセプト磨き上げの指導・支援
- 店舗ブランディングの指導・支援
- 商品開発によるサービス及び生産性向上に向けた指導・支援
- ホームページ立ち上げ及び運営の指導・支援
- ホームページリニューアル及び運営の指導・支援

2 持続可能な観光の推進

(1) 持続可能な観光の推進への支援

観光庁「持続可能な観光推進事業」の認定を受けた職員を中心に、持続可能な観光産業の推進に向けた支援

- 地域の観光関係者へ地域課題の抽出と解決に向けた支援
- 課題を解決するための組織づくりと人材育成をサポート

(2) 地域DMO、観光協会との連携

- 地域資源の商品化や観光戦略策定のための人材育成に向けた支援
- 新たな生活様式への対応やコロナ禍からの復興を見据えた情報提供

3 大学等と連携した人材育成

(1) ホスピタリティの向上

おもてなしセミナーの開催

○6月21日

「観光ガイドの秘訣&観光ガイド交流会」(参加者30名)

- ・講師：千代 慧 氏 (thousandth)
- ・内容：「観光ガイド」をテーマに、セミナーと交流会を開催

ホスピタリティ向上セミナー **参加無料**

観光ガイドの秘訣 & 観光ガイド交流会

「観光ガイド」をテーマに、セミナーと交流会を開催します！

セミナー講師
千代 慧 氏
thousandth (サウザンズ)

調剤師免許を持つシステムエンジニアであり、接客業をこよなく愛する内陸在住の若手男性。一足先駆し、ホテックを「サウザン」にして、観光ビジネスで地域活性化に取り組むためにthousandthを立ち上げ、富士山・山梨の魅力を伝えるアドバイザーを定約し、観光推進を先導することで地域創りに取り組んでいる。

日時:6月21日(金) 13:00から受付

第一部:観光ガイドの秘訣(13:30~14:30)
第二部:交流会(14:40~15:30)

会場:山梨県立博物館 生涯学習室
定員:50名(一部団体から多数参加をご希望の場合、事前にご連絡ください)
対象:県内観光事業者の皆様
特に、県内で活動されている観光ガイド、ボランティアガイドの皆様

参加:無料
申込:要員をください
主催:(公社)やまなし観光推進機構・山梨県観光振興課
お問い合わせ:055-231-2722(やまなし観光推進機構)

(2) 山梨県立大学と連携した講座の開催

○10月2日から1月22日（全8回）

「観光実践マネジメントオンライン講座」（オンライン参加13名）

- ・講師：瀬戸川 礼子 氏（経営ジャーナリスト、中小企業診断士）
- ・内容：高付加価値化の考え方と具体的な実践マネジメント方法を学ぶ

○10月9日から2月5日（全8回）

「おもてなしマイスター養成オンライン講座」（オンライン参加18名）

- ・講師：上田 比呂志 氏（大人の寺子屋縁かいな・代表）
- ・内容：おもてなしマイスターになって新しい山梨の魅力を提供するための考え方等を学ぶ

**やまなし観光推進機構会員様限定
観光実践マネジメント
オンライン講座**

高付加価値化の考え方と具体的な実践マネジメント方法を学ぶ！

山梨県立大学がけやまなし観光推進機構では、学生・社会人の成長を促すため専任人材の専任を担う専任講師として、山梨県立大学に「観光実践マネジメント」講座を開講いたします。

講師 瀬戸川 礼子 氏（経営ジャーナリスト・中小企業診断士）

＜講師経歴＞
『産科ホテルレストラン』創業機を捉えて設立。30年間にわたる、製造業の危機一髪を乗り越えて3000名以上の従業員を、それ以上の成長に導いてきた。そこで得た経営の知見を、『お母さんの企業リレー』がブレイクしている『お母さんのこと』などの書籍に刻し、また講演や研修を通じて伝えている。著書『お母さん、中小企業で成功する』は、山梨県立大学で『経営学専攻』、『YouTuber』などに書籍を刊行して話題となっている。参加費14,800円（税込）となります。

お申込み
受講料（全8回）：無料（やまなし観光推進機構会員様限定）
※プログラム終了後の研修参加には参加費がかかります。
申込期間：令和6年10月10日（木）
募集定員：50名（オンライン参加のみ）
申込方法：右記の専用QRコードよりアクセスください。
お申し込みを入力で参加登録を行ってください。
注意事項：山梨県立大学での一般募集も行っておりますが、大学への申し込みは無料となります。

日程

第1回	10/2	(水)	高付加価値化を促す実践マネジメント講座 観光実定 (CS) と地産実定 (CS)
第2回	10/16	(水)	事例1：ゲスト講師：大塚由『産科ホテル』経営者・創業顧問
第3回	10/30	(水)	事例2：ゲスト講師：高月麻『ババヤ』女将・料理研究家
第4回	11/13	(水)	中間まとめ（人脈力と付加価値、学び）
第5回	12/4	(水)	事例3：ゲスト講師：神山隆『八雲』女将・上座高子氏
第6回	12/18	(水)	事例4：ゲスト講師：新田隆『産科ホテル創業』女将・料理研究家
第7回	1/8	(水)	実践機を促す実践マネジメント
第8回	1/22	(水)	まとめ（卒業後の実践機、マネジメントと連携の働き、学び）

締切連絡先：1474116300-1800 (09時)

お問い合わせ先：（公社）やまなし観光推進機構 担当：内藤・清水
☎ 055-231-2722 E-mail: ymna@yamakank.jp

**やまなし観光推進機構会員様限定
おもてなしマイスター養成
オンライン講座**

おもてなしマイスターになって新しい山梨の魅力を提供しよう！！

山梨県立大学がけやまなし観光推進機構では、学生・社会人の成長を促すため専任人材の専任を担う専任講師として、山梨県立大学に「おもてなしマイスター養成」講座を開講いたします。

講師 上田 比呂志 氏（大人の寺子屋縁かいな・代表）

（大人の寺子屋縁かいな代表、元フジテレビディレクター・エフコトセンターキャバクラディレクター、ディレクター）

＜講師経歴＞
・18年間に大手デパート・ホテルに入社
・在社時代の専任講師としてのフジテレビディレクターとして活躍
・フジテレビディレクターとして活躍
・その後、フジテレビディレクターとしてフジテレビディレクターとして活躍
・ディレクター（専任講師）として活躍
・専任講師として活躍
・その後、このまでの経験をもとに、講演・企業研修・パーソナルコーチングなどを実施中。お申し込みは無料となります。参加費14,800円（税込）となります。

お申込み
受講料（全8回）：無料（やまなし観光推進機構会員様限定）
※プログラム終了後の研修参加には参加費がかかります。
申込期間：令和6年10月10日（木）
募集定員：50名（オンライン参加のみ）
申込方法：右記の専用QRコードよりアクセスください。
お申し込みを入力で参加登録を行ってください。
注意事項：山梨県立大学での一般募集も行っておりますが、大学への申し込みは無料となります。

日程

第1回	10/9	(水)	おもてなしの本質
第2回	10/23	(水)	ディズニーで学んだおもてなしコミュニケーション
第3回	11/6	(水)	おもてなし実践事例 観光推進 人材育成でリーダー 高田美幸氏
第4回	11/20	(水)	おもてなしコミュニケーション 構築する
第5回	12/11	(水)	おもてなし実践事例 元A&Tトレーナー 山梨県立大学グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科教授 船橋基子氏
第6回	12/25	(水)	おもてなしコミュニケーション 究極の笑顔
第7回	1/15	(水)	気づきの重要性
第8回	2/5	(水)	おもてなし実践事例 兵庫モスフードサービス専任講師 田村佳良氏

締切連絡先：1474116300-1800 (09時)

お問い合わせ先：（公社）やまなし観光推進機構 担当：内藤・清水
☎ 055-231-2722 E-mail: ymna@yamakank.jp

貸借対照表

令和7年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	52,953,411	49,328,840	3,624,571
現金預金合計	52,953,411	49,328,840	3,624,571
(2) その他流動資産			
立替金	140,000	140,000	0
未収金	13,605,169	8,335,636	5,269,533
その他流動資産合計	13,745,169	8,475,636	5,269,533
流動資産合計	66,698,580	57,804,476	8,894,104
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	14,800,000	14,800,000	0
基本財産合計	14,800,000	14,800,000	0
(2) 特定資産			
定期預金	2,406,214	2,681,993	△ 275,779
退職給付引当資産	5,710,119	8,939,937	△ 3,229,818
特定資産合計	8,116,333	11,621,930	△ 3,505,597
(3) その他固定資産			
備品	25	25	0
車両	219,048	439,413	△ 220,365
その他資産合計	219,073	439,438	△ 220,365
固定資産合計	23,135,406	26,861,368	△ 3,725,962
資産合計	89,833,986	84,665,844	5,168,142
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	22,193,893	8,491,569	13,702,324
預り金	1,300,571	1,500,760	△ 200,189
流動負債合計	23,494,464	9,992,329	13,502,135
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,710,119	8,939,937	△ 3,229,818
固定負債合計	5,710,119	8,939,937	△ 3,229,818
負債合計	29,204,583	18,932,266	10,272,317
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(14,800,000)	(14,800,000)	0
正味財産合計	60,629,403	65,733,578	△ 5,104,175
負債及び正味財産合計	89,833,986	84,665,844	5,168,142

貸借対照表内訳表

令和7年03月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金預金				
普通預金	21,887,691	0	31,065,720	52,953,411
現金預金合計	21,887,691	0	31,065,720	52,953,411
(2) その他流動資産				
立替金	0	0	140,000	140,000
未収金	9,260,066	4,256,815	88,288	13,605,169
その他流動資産合計	9,260,066	4,256,815	228,288	13,745,169
流動資産合計	31,147,757	4,256,815	31,294,008	66,698,580
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
有価証券	0	0	14,800,000	14,800,000
基本財産合計	0	0	14,800,000	14,800,000
(2) 特定資産				
定期預金	2,406,214	0	0	2,406,214
退職給付引当資産	0	0	5,710,119	5,710,119
特定資産合計	2,406,214	0	5,710,119	8,116,333
(3) その他固定資産				
備品	0	0	25	25
車両	219,048	0	0	219,048
その他資産合計	219,048	0	25	219,073
固定資産合計	2,625,262	0	20,510,144	23,135,406
資産合計	33,773,019	4,256,815	51,804,152	89,833,986
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	15,430,882	4,256,815	2,506,196	22,193,893
預り金	0	0	1,300,571	1,300,571
流動負債合計	15,430,882	4,256,815	3,806,767	23,494,464
2. 固定負債				
退職給付引当金	0	0	5,710,119	5,710,119
固定負債合計	0	0	5,710,119	5,710,119
負債合計	15,430,882	4,256,815	9,516,886	29,204,583
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(14,800,000)	(14,800,000)
正味財産合計	18,342,137	0	42,287,266	60,629,403
負債及び正味財産合計	33,773,019	4,256,815	51,804,152	89,833,986

正味財産増減計算書

令和6年04月01日から 令和7年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	30,340	30,340	0
基本財産運用益計	30,340	30,340	0
受取会費			
受取会費	15,055,690	14,683,725	371,965
受取会費負担金	23,650,000	23,650,000	0
受取会費計	38,705,690	38,333,725	371,965
受取補助金等			
補助金収益	92,884,683	178,799,280	△ 85,914,597
委託料収益	20,798,520	13,987,252	6,811,268
受取補助金等計	113,683,203	192,786,532	△ 79,103,329
事業収益			
旅行商品売上	13,062,580	7,617,852	5,444,728
オリジナルグッズ販売収入	227,955	198,159	29,796
武田武具貸出収益	480,000	730,000	△ 250,000
事業収益計	13,770,535	8,546,011	5,224,524
受取負担金			
観光物産展等負担金	2,727,892	1,435,204	1,292,688
広告料収益	2,015,000	1,820,000	195,000
受取負担金計	4,742,892	3,255,204	1,487,688
雑収益			
受取利息	49,905	856	49,049
雑収益	507,000	54,697	452,303
雑収益計	556,905	55,553	501,352
経常収益計	171,489,565	243,007,365	△ 71,517,800
(2) 経常費用			
事業費			
役員給料	3,179,343	3,216,853	△ 37,510
給料手当	21,119,393	27,872,291	△ 6,752,898
臨時雇賃金	10,275,741	5,851,283	4,424,458
福利厚生費	4,512,910	4,921,471	△ 408,561
旅費交通費	2,539,569	2,196,401	343,168
通信運搬費	1,311,903	1,778,785	△ 466,882
消耗品費	3,513,097	4,561,334	△ 1,048,237
保守点検費	775,830	708,787	67,043
印刷製本費・製作費含	15,734,010	11,042,946	4,691,064
購読料	104,400	99,000	5,400
使用料及び賃借料	10,774,157	9,478,314	1,295,843
保険料	152,712	159,555	△ 6,843
諸謝金	1,103,890	2,036,074	△ 932,184
支払時間外等負担金	7,426,787	6,102,096	1,324,691
各種団体等負担金	5,615,256	5,395,956	219,300
広告掲載料	1,477,590	6,605,050	△ 5,127,460
支払助成金	11,173,330	56,905,555	△ 45,732,225
委託事業費	35,492,378	59,144,750	△ 23,652,372
諸雑費	10,837,230	5,724,393	5,112,837
租税公課	1,318,500	1,889,890	△ 571,390
会議費	0	107,450	△ 107,450
出展料	225,435	576,780	△ 351,345
手数料	91,588	129,256	△ 37,668
引越経費	1,817,459	0	1,817,459
事業費計	150,572,508	216,504,270	△ 65,931,762

正味財産増減計算書

令和6年04月01日から 令和7年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬・賞与	5,964,247	5,429,202	535,045
役員給料	1,930,073	1,786,240	143,833
給料手当	3,427,907	3,542,673	△ 114,766
退職給付費用	985,129	1,274,416	△ 289,287
福利厚生費	2,535,758	2,531,395	4,363
旅費交通費	263,825	243,130	20,695
通信運搬費	632,488	410,196	222,292
消耗品費	851,593	74,258	777,335
保守点検費	151,578	152,650	△ 1,072
印刷製本費・製作費含	660,854	287,106	373,748
使用料及び借借料	3,897,675	1,647,826	2,249,849
保険料	107,915	105,960	1,955
派遣職員共済費負担金等	3,417,903	2,556,294	861,609
各種団体等負担金	63,440	34,330	29,110
諸雑費	0	16,060	△ 16,060
委託費	169,930	0	169,930
租税公課	67,515	31,350	36,165
会議費	299,562	301,969	△ 2,407
交際費	13,820	13,110	710
手数料	130,020	137,610	△ 7,590
報酬	450,000	450,000	0
管理費計	26,021,232	21,025,775	4,995,457
経常費用計	176,593,740	237,530,045	△ 60,936,305
当期経常増減額	△ 5,104,175	5,477,320	△ 10,581,495
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,104,175	5,477,320	△ 10,581,495
当期一般正味財産増減額	△ 5,104,175	5,477,320	△ 10,581,495
一般正味財産期首残高	65,733,578	60,256,258	5,477,320
一般正味財産期末残高	60,629,403	65,733,578	△ 5,104,175
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	60,629,403	65,733,578	△ 5,104,175

正味財産増減計算書内訳表

令和6年04月01日から 令和7年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	0	30,340	30,340
基本財産運用益計	0	0	30,340	30,340
受取会費				
受取会費	11,000,000	0	4,055,690	15,055,690
受取会費負担金	20,000,000	0	3,650,000	23,650,000
受取会費計	31,000,000	0	7,705,690	38,705,690
受取補助金等				
補助金収益	82,223,456	0	10,661,227	92,884,683
委託料収益	20,798,520	0	0	20,798,520
その他団体委託料	0	0	0	0
受取補助金等計	103,021,976	0	10,661,227	113,683,203
事業収益				
旅行商品売上	0	13,062,580	0	13,062,580
オリジナルグッズ販売収入	200,000	0	27,955	227,955
武田武具貸出収益	334,000	0	146,000	480,000
事業収益計	534,000	13,062,580	173,955	13,770,535
受取負担金				
観光物産展等負担金	2,000,000	0	727,892	2,727,892
広告料収益	1,615,000	0	400,000	2,015,000
受取負担金計	3,615,000	0	1,127,892	4,742,892
雑収益				
受取利息	0	0	49,905	49,905
雑収益	0	0	507,000	507,000
雑収益計	0	0	556,905	556,905
経常収益計	138,170,976	13,062,580	20,256,009	171,489,565
(2) 経常費用				
事業費				
役員給料	3,179,343		0	3,179,343
給料手当	21,119,393	0	0	21,119,393
臨時雇賃金	10,275,741	0	0	10,275,741
福利厚生費	4,512,910		0	4,512,910
旅費交通費	2,336,001	203,568	0	2,539,569
通信運搬費	1,193,288	118,615	0	1,311,903
消耗品費	3,506,596	6,501	0	3,513,097
保守点検費用	775,830	0	0	775,830
印刷製本費・製作費含	15,734,010	0	0	15,734,010
購読料	104,400	0	0	104,400
使用料及び賃借料	10,774,157	0	0	10,774,157
保険料	0	152,712	0	152,712
諸謝金	1,103,890	0	0	1,103,890
支払時間外等負担金	7,426,787	0	0	7,426,787
各種団体等負担金	5,595,256	20,000	0	5,615,256
広告掲載料	1,477,590	0	0	1,477,590
支払助成金	11,173,330	0	0	11,173,330
委託事業費	35,492,378	0	0	35,492,378
諸雑費	0	10,837,230	0	10,837,230
租税公課	1,315,100	3,400	0	1,318,500
会議費	0	0	0	0
出展料	225,435	0	0	225,435
手数料	78,333	13,255	0	91,588
引越経費	1,817,459	0	0	1,817,459
事業費計	139,217,227	11,355,281	0	150,572,508

正味財産増減計算書内訳表

令和6年04月01日から 令和7年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
管理費				
役員報酬・賞与	0	0	5,964,247	5,964,247
役員給料	0	0	1,930,073	1,930,073
給料手当	0	0	3,427,907	3,427,907
退職給付費用	0	0	985,129	985,129
福利厚生費	0	0	2,535,758	2,535,758
旅費交通費	0	0	263,825	263,825
通信運搬費	0	0	632,488	632,488
消耗品費	0	0	851,593	851,593
保守点検費用	0	0	151,578	151,578
印刷製本費・製作費含	0	0	660,854	660,854
使用料及び賃借料	0	0	3,897,675	3,897,675
保険料	0	0	107,915	107,915
派遣職員共済費負担金等	0	0	3,417,903	3,417,903
各種団体等負担金	0	0	63,440	63,440
諸雑費	0	0	0	0
委託費	0	0	169,930	169,930
租税公課	0	0	67,515	67,515
会議費	0	0	299,562	299,562
交際費	0	0	13,820	13,820
手数料	0	0	130,020	130,020
報酬	0	0	450,000	450,000
管理費計	0	0	26,021,232	26,021,232
経常費用計	139,217,227	11,355,281	26,021,232	176,593,740
当期経常増減額	△1,046,251	1,707,299	△5,765,223	△5,104,175
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1,046,251	△1,707,299	661,048	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	△5,104,175	△5,104,175
当期一般正味財産増減額	0	0	△5,104,175	△5,104,175
一般正味財産期首残高	18,342,137	0	47,391,441	65,733,578
一般正味財産期末残高	18,342,137	0	42,287,266	60,629,403
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	18,342,137	0	42,287,266	60,629,403

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 当機構は、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 最終改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式による。

(3) 引当金の計上基準

退職給与引当金の退職一時金に係る債務の額は、「公益法人会計基準の運用指針」の5に定める期末要支給額により算定している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	14,800,000	0	0	14,800,000
小計	14,800,000	0	0	14,800,000
特定資産				
退職給付引当資産	8,939,937	985,129	4,214,947	5,710,119
小計	8,939,937	985,129	4,214,947	5,710,119
合計	23,739,937	985,129	4,214,947	20,510,119

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
有価証券	14,800,000	0	14,800,000	0
小計	14,800,000	0	14,800,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	5,710,119	0	0	5,710,119
小計	5,710,119	0	0	5,710,119
合計	20,510,119	0	14,800,000	5,710,119

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
			当期減少額		
やまなし観光推進機構事業補助金	山梨県	0	92,884,683	0	
			92,884,683		

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、平成20年4月11日改正公益法人会計基準第6の2により、記載を省略する。

2. 引当金の明細

財務諸表の注記に記載しているため、平成20年4月11日改正公益法人会計基準第6の2により、記載を省略する。

財 産 目 録

令和7年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)					
現金預金	普通預金	普通預金		52,953,411	
		山梨中央銀行県庁支店	事業等運転資金	51,652,840	
		山梨中央銀行県庁支店(2)	源泉徴収税等の職員からの預り金	1,300,571	
現金預金合計				52,953,411	
その他流動資産	立替金	普通預金		140,000	
	未収金	山梨中央銀行県庁支店	6年度補助金等収入の未収分	13,605,169	
	その他流動資産合計				13,745,169
流動資産合計				66,698,580	
(固定資産)					
基本財産	有価証券	山梨中央銀行県庁支店	基本財産として運用益を管理費の財源としている	14,800,000	
	基本財産合計			14,800,000	
特定資産	積立定期預金	山梨中央銀行県庁支店	武田武具の修理のための備えたもの	2,406,214	
		退職給付引当資産	職員の退職の支払いに備えたもの	5,710,119	
	特定資産合計				8,116,333
	備品 武田武具備忘価格				25
車両 ホンダステップワゴン				219,048	
その他固定資産合計				219,073	
固定資産合計				23,135,406	
資産合計				89,833,986	
(流動負債)					
未払金	山梨中央銀行県庁支店	6年度事業等未払い分		22,193,893	
		山梨中央銀行県庁支店(2)	職員から預かった源泉所得税、社会保険料等	1,300,571	
流動負債合計				23,494,464	
(固定負債)					
積立定期預金	退職給付引当金	職員の退職の支払いに備えたもの		5,710,119	
	山梨中央銀行県庁支店				
固定負債合計				5,710,119	
負債合計				29,204,583	
正味財産				60,629,403	
負債及び正味財産合計				89,833,986	

監査報告書

令和7年5月12日

公益社団法人 やまなし観光推進機構
理事長 仲田道弘 殿

公益社団法人 やまなし観光推進機構

監事 山本 丹一 

監事 磯部 正彦 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第2号議案

令和7年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

取組方針

本県の令和5年の観光消費額は3,175億円となり、前年を3.5%上回るとともに、一人当たりの平均消費額も12,328円と前年を10.1%と大きく上回りました。

また、令和6年の延べ宿泊者数の前年比は、114.4%と観光需要は堅調であることなどから、観光関連産業は本県経済をけん引する柱として、今後ますます成長していくことが見込まれます。

一方、人手不足による人件費や諸物価の高騰などによる収益力の低下や、円安や国際航空便の増加によるインバウンドの増加に伴い、富士山周辺の地域ではオーバーツーリズム問題が顕在化し、新たな対策が必要となっております。

このような状況の改善に向け、やまなし観光推進機構では様々な取り組みを積極的に展開するとともに、バランスの良い観光業界の発展をサポートするため、会員の皆様とともに地域と密着した体制を構築し、観光関連産業における「稼ぐ力」と「働く魅力」の向上を進めてまいります。

このため、これまで以上に

- ①オウンドメディアや様々な媒体による観光・物産情報の発信
 - ②魅力ある着地型ツアーの造成
 - ③観光の高付加価値化を支援するセミナーや専門家派遣事業の強化
- に努めます。

さらに、本県観光の課題である冬の観光の活性化に向けて、国内外に冬の観光を積極的に発信し、インバウンド客を含めた新たな観光客を取り込むことにより、観光客数の平準化を図り、地域一体となった観光関連産業の経営基盤の強化を図ってまいります。

I 観光・物産のPR

1 観光・物産情報発信

(1) インターネットを活用した情報発信

- ①ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」による情報発信
 - ・毎月、旬の話題を第1特集「今週末のおでかけはここ」、第2特集「今話題の山梨のここへ行こう」として、読み応えのあるWebマガジン形式で配信
- ②SNSによる情報発信
 - ・Xフォロワー、インスタグラムフォロワー数（合計3.5万人）を活用し観光、物産、宿泊、飲食等の情報を発信
 - ・プレゼントキャンペーン等の取組みによりフォロワー確保
 - ・個々のSNSが得意とする分野に特化した情報の発信
 - ・県の公式SNSとも連携を強化し発信

(2) インターネットと連動した印刷物による情報発信

- ①観光&イベントガイド「ワイン県やまなし」をウェブへ移行
- ②冬の観光PRの強化
- ③山梨ガイドマップの作成
- ④山梨百名山登頂証明書の発行

(3) マスメディア等による情報発信

- ①FMラジオによる観光情報の提供
 - ・FMフジに機構会員が出演し、自社事業や商品、サービスまたは地域の観光情報等を発信（年間200日）
- ②AMラジオによる観光情報提供事業（NHK甲府放送局の番組「かいラジ」）
 - ・機構職員が出演し、山梨の観光情報を発信（毎月第1金曜日）
- ③ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズへの広告の掲載
 - ・ヴァンフォーレ甲府及び山梨クイーンビーズの練習ウェアに「富士の国やまなし」のロゴを入れPR
- ④雑誌タイアップ
 - ・山梨の情報を掲載する雑誌等とタイアップし、旬の話題や注目度の高い本県観光に関する情報の発信
- ⑤フィルム・コミッションの活用
 - ・映画、テレビドラマ、情報番組、CM等の制作会社からの依頼に対し、ロケ地の紹介、ロケ場所の申請等について支援
 - ・本県を舞台とした作品と連動したプロモーション活動の実施
 - ・全市町村加盟の山梨県フィルム・コミッション連絡協議会の開催

(4) 観光案内所の運営等

観光物産総合案内所運営（観光コンシェルジュ）

- ・やまなし観光推進機構の窓口で観光、物産、宿泊等の情報提供・案内
- ・甲府駅南口総合観光案内所への協力
- ・「Cave de ワイン県やまなし」（東京・日本橋）での観光・物産情報の提供

- ・「笛吹川フルーツ公園」（山梨市）での観光・物産情報の提供

2 観光・物産プロモーション

(1) JRと連携したプロモーション

- ①観光キャンペーンの展開
季節ごとの観光キャンペーンを東京圏のJR主要駅で実施
(大宮駅、八王子駅等)
- ②多摩エリアにおける活性化の取り組み
多摩エリアからの誘客及び県産品の販路拡大を図るため、観光キャンペーン及び物産展を実施
- ③その他の取り組み
 - ・鉄道と県内の観光資源をセットにした旅行商品の造成・販売促進
(特急かいじグリーン席+県内特別旅→高付加価値旅行商品)
 - ・特急列車を活用した産地直送販売「はこビュン」の活用
 - ・駅構内のコンビニエンスストアにおける時間、アイテム、ターゲットを絞った県産品販売

(2) 中日本高速道路と連携したキャンペーン

- SA、PAを活用した情報発信
- ・談合坂SA(下り)での観光案内(パンフレットラック設置(県・市町村の観光パンフレット配架)、デジタルコンテンツによる観光情報の発信)
 - ・FMフジによる山梨ドライブコースの情報発信(毎月1回)
 - ・SA等での観光キャンペーンの実施(首都圏、中京圏など)
 - ・SA、PAへの観光&イベントガイドの配架

(3) 各種団体等と連携したキャンペーン等

- ①日本観光振興協会と連携した観光キャンペーン
- ②日本政府観光局と連携した観光情報の発信
- ③静岡県及び近隣県と連携した観光キャンペーン
- ④ヴァンフォーレ甲府戦誘客キャンペーン等

3 県産品の販路拡大

- ①県産品通販サイト「富士の国やまなし特産品モール」の運営、オンライン物産展の開催
- ②会員事業者を対象としたマッチングフェア「売れ筋商品発掘市」
 - ・県内で土産物・特産品を販売する事業者と、県内外の会員事業者とのマッチングの機会の創出
- ③商業施設等の活用
 - ・首都圏の駅ビル、イオン等店舗における山梨フェアの開催
 - ・中京圏の百貨店等における山梨の物産展開催の支援
- ④大型イベント等出展
 - ・県民の日記念行事等
- ⑤商工会マッチングフェア商談会
 - ・県商工会連合会主催のマッチングフェアを活用し、機構会員に商談の場を紹介
- ⑥山梨県と包括連携協定を締結している企業等における県産品販売及びPR

Ⅱ. 観光地域づくりへの支援

1 市町村観光協会等との連携

(1) 機構職員と市町村との関わり

- ・ 機構職員による市町村及び観光協会や会員との定期的に情報収集、情報交換を実施し、課題解決や観光ネットによる情報発信

(2) 共同事業

- ・ 昇仙峡地域活性化推進協議会
- ・ 神明の花火関係
- ・ 新事業共創プラットフォームTRY!YAMANASHI!

(3) 関係団体事務局

- ・ 信玄公祭り実行委員会
- ・ 山梨県観光果実園振興協議会
- ・ 山梨県観光施設協会
- ・ 峡東地域ワインリゾート推進協議会

2 旅行会社へのプロモーション

(1) 山梨県内事業者と旅行会社との山梨県観光商談会の開催

- ・ 年間2回の開催予定（名古屋、東京）

(2) 旅行会社訪問営業の検討

- ・ 県内事業者及び旅行会社の意向、必要性により検討

3 着地型観光商品の発掘・造成、流通・販売促進

(1) 地域観光資源の発掘・造成

- ・ 高付加価値観光への取組み
- ・ やまなしウェルネスツーリズム推進協議会等、会員との連携
- ・ 県及び市町村との連携による地域観光資源を活かした観光商品の開発及びモニターツアー実施

(2) 着地型観光商品の流通・販売促進

- ・ JR東日本びゅうツーリズム&セールス等、旅行会社との連携
- ・ 市町村との連携（移住体験、ものづくり体験ツアー等）の継続・拡大
- ・ やまなし観光ネットの強化
- ・ 「ふるさと納税返礼品」での流通の拡大

4 MICE、インバウンド、教育旅行への取組み

(1) MICE開催支援（観光パンフレット類の提供、物産販売、等）

- | | | |
|-------|------------------------|--------|
| ・ 7月 | 第34回日本小児泌尿器科学会総会・学術集会 | 500名 |
| ・ 9月 | 令和7年度関東・東京合同地区獣医師大会 | 600名 |
| ・ 10月 | 関東弁護士連合会定期弁護士大会 | 600名 |
| ・ 10月 | 第76回日本学校農業クラブ全国大会西関東大会 | 4,000名 |

- ・ 11月 第39回法人会全国青年の集い山梨大会 2,000名
- ・ 令和8年度以降先行案件対応
- ・ 甲府市誘客促進事業補助金、笛吹市スポーツ・文化合宿等補助金利用促進

(2) インバウンド事業への取組み

- ・ J N T O（日本政府観光局）と連携した海外向けP R推進
- ・ 9月V I S I T J A P A N トラベル&M I C Eマート2025への出展
- ・ 11月台北国際旅行博（I T F 2025）への出展

(3) 教育旅行への取組み

- ・ 旅行会社の問合せ対応
- ・ 山梨県観光商談会等を活用した誘致活動
- ・ 県外市町村教育委員会からの大型案件（自然教室）への対応

Ⅲ. 観光関連産業への支援

1 観光関連産業の生産性向上

(1) 生産性向上や経営改善等に向けた講座・セミナーの開催

観光需要の変動状況に即したテーマを選定し、タイムリーに情報提供を行い、高付加価値・生産性向上等に向けたサポートを行う

- ・生産性向上や経営改善等の内容に対する講座
- ・地域や業種、サステナブル等ターゲットやテーマに沿った講座
- ・観光ボランティアガイド育成や連携に関する講座

(2) 高付加価値化や生産性向上等の経営助言等の実施

機構職員による相談と早期の支援を行う

- ・経営課題等の抽出、助言やコンサルタント
- ・課題解決に向け、情報や人脈を活用したサポート
- ・インバウンド受入に対応できる人材育成等のサポート

(3) 生産性向上等に向けた経営指導や助言等に係る助成

専門的知識を有する高度な課題について、外部専門家の派遣を通じてその知識を活かして解決を行う

- ・機構の登録専門家（約135名）を観光事業者へ派遣する際にその費用の三分の二を助成（上限30万円）

2 持続可能な観光や地域連携の推進

(1) 持続可能な観光の推進への支援

- ・持続可能な観光産業の推進に向けた支援
- ・持続可能な観光のマネジメント体制と人材育成をサポート

(2) 地域DMO、観光協会との連携

- ・地域資源の商品化や観光戦略策定のための人材育成に向けた支援
- ・県内の登録DMOおよび候補法人との連携や情報の提供

3 大学等と連携した人材育成

(1) ホスピタリティの向上

観光事業者の「もてなし力」向上のため、次の事業を行う。

- ・おもてなしセミナーの開催
- ・おもてなしの達人表彰

(2) 山梨県立大学との連携による講座の開催

- ・観光実践マネジメント講座（全8回）

令和7年度 収支予算（案）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	30,000	30,000
受取利息		0	30,000	30,000
受取会費	34,569,000	0	3,581,000	38,150,000
受取会費	13,088,000	0	1,412,000	14,500,000
受取会費負担金	21,481,000	0	2,169,000	23,650,000
受取補助金等	134,695,939	0	21,094,741	155,790,680
事業収益	610,000	5,100,000	0	5,710,000
旅行商品売上	0	5,100,000	0	5,100,000
オリジナルグッズ販売収入	110,000	0	0	110,000
武田武具貸出収入	500,000	0	0	500,000
受取負担金	3,579,000	0	221,000	3,800,000
物産展出展負担金	2,300,000	0	0	2,300,000
広告掲載負担金	1,279,000	0	221,000	1,500,000
雑収益	0	0	19,320	19,320
雑収入	0	0	19,320	19,320
経常収益計	173,453,939	5,100,000	24,946,061	203,500,000
(2) 経常費用				
事業費	174,456,166	4,100,000		178,556,166
給料諸手当	29,746,573	0		29,746,573
臨時雇賃金	8,069,720	0		8,069,720
福利厚生費	5,030,849	0		5,030,849
旅費交通費	5,157,918	100,000		5,257,918
通信運搬費	2,098,965	0		2,098,965
各種団体負担金	4,854,770	0		4,854,770
旅行原価	0	4,000,000		4,000,000
消耗品費（ノベルティー含む）	3,220,000	0		3,220,000
印刷製本費	15,966,000	0		15,966,000
租税公課	650,000	0		650,000
使用料及び賃借料	11,275,751	0		11,275,751
諸謝金	1,020,000	0		1,020,000
会議費	354,583	0		354,583
支払負担金	11,290,772	0		11,290,772
支払助成金	42,523,000	0		42,523,000
出展料	1,145,000	0		1,145,000
委託費	25,300,000	0		25,300,000
広告掲載料	6,750,000	0		6,750,000
手数料	2,265	0		2,265

令和7年度 収支予算（案）

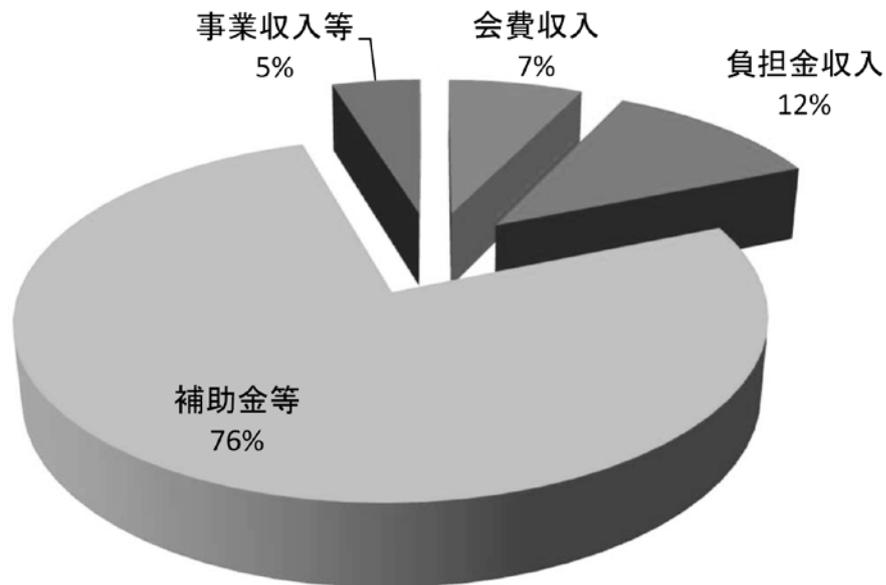
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：円）

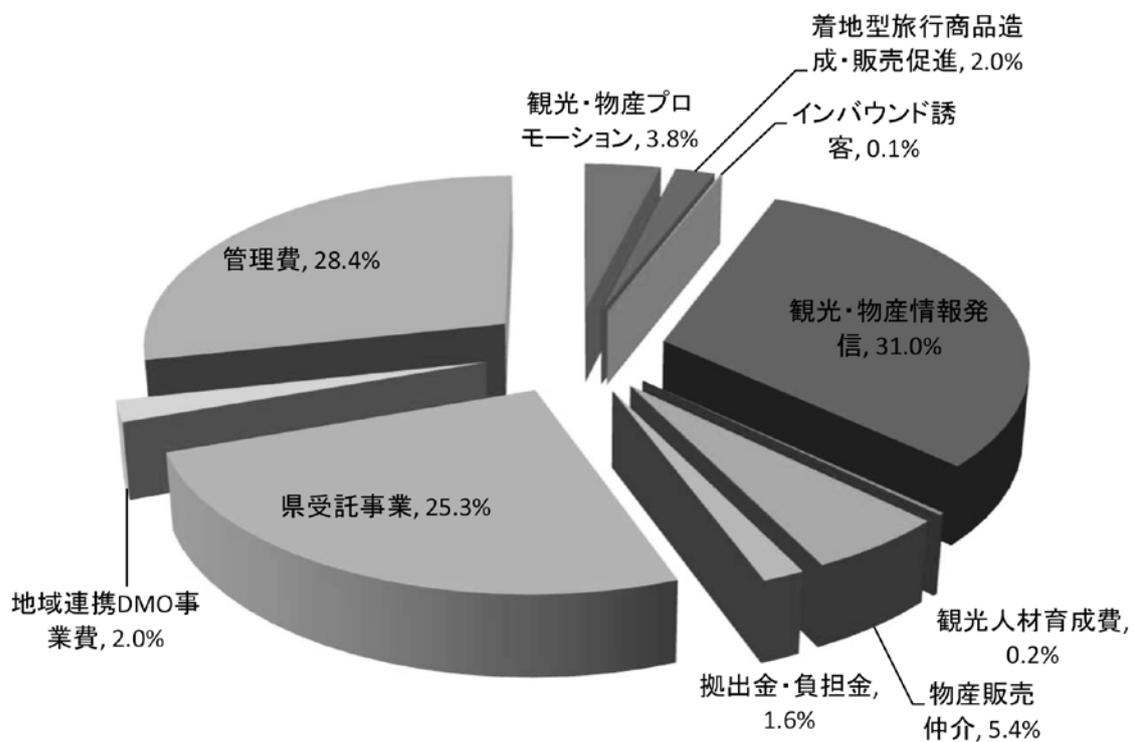
科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
管理費			24,943,834	24,943,834
役員報酬、給料			6,182,000	6,182,000
給料手当			3,800,000	3,800,000
賞与引当金繰入額			1,502,475	1,502,475
退職給付費用			813,412	813,412
福利厚生費			1,409,947	1,409,947
旅費交通費			120,000	120,000
通信運搬費			120,000	120,000
消耗品費			180,000	180,000
印刷製本費			50,000	50,000
感染症対策支出			0	0
事務所家賃支出			6,960,000	6,960,000
租税公課			700,000	700,000
使用料及び賃借料			660,000	660,000
保険料			40,000	40,000
会議費			400,000	400,000
支払負担金（時間外含む）			720,000	720,000
各種団体負担金			80,000	80,000
交際費			30,000	30,000
手数料			50,000	50,000
報酬（会計士等）			400,000	400,000
委託費支出			696,000	696,000
諸雑費			30,000	30,000
経常費用計	174,456,166	4,100,000	24,943,834	203,500,000
当期経常増減額	△ 1,002,227	1,000,000	2,227	0

令和7年度 一般会計 収支予算（案）構成比

【収入】



【支出】



第3号議案

定款の一部改正の件

1 定款改正の必要性

イベント等において未開封の状態では酒類販売を行う場合、酒類小売業免許が必要となることが判明したため、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）を酒類販売業者とする必要がある。

2 改正内容

機構の行う事業を定めた定款第4条に、酒類販売に関する事項を追加

定款 新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) ~ (10) 省略</p> <p><u>(11) 酒類の小売及び卸売に関する事業</u></p> <p><u>(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(2) ~ (10) 省略</p> <p>(11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>

第4号議案

役員改選の件

公益社団法人やまなし観光推進機構役員(案)

役職名	氏名	所属
理事	仲 田 道 弘	やまなし観光推進機構(常勤)
〃	村 松 久	やまなし観光推進機構(常勤)
〃	小 泉 嘉 透	山梨県観光文化・スポーツ部
〃	小 島 良 一	山梨県市長会
〃	笹 本 健 次	山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合
〃	大 須 賀 貴	東日本旅客鉄道(株)八王子支社地域共創部
〃	高 取 芳 親	中日本高速道路(株)八王子支社
〃	岡 雄 二	富士急行(株)甲府分室
〃	池 田 雄 次	山梨交通(株)
〃	梶 原 信 行	富士観光開発(株)
〃	山 岸 正 宜	山梨県中小企業団体中央会
〃	足 達 郁 也	山梨県農業協同組合中央会
監事	山 本 丹 一	甲府市産業部
〃	磯 部 正 彦	磯部公認会計士事務所

公益社団法人 やまなし観光推進機構定款

公益社団法人やまなし観光推進機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外からの観光客の増加と山梨県の優れた製品の浸透等を図ることにより、山梨県内における観光事業及び物産事業の健全な振興を図り、地域産業及び文化の発展に寄与し、もって県民福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国内外からの観光客の誘致促進、誘客対策に関する事業
- (2) 国内外からの観光客の受入体制に関する事業
- (3) 観光宣伝及び観光案内に関する事業
- (4) 地域発の旅行商品の造成及び販売の促進に関する事業
- (5) コンベンションや企業研修等の誘致及び開催支援に関する事業
- (6) 観光人材の育成、資質向上及び活用に関する事業
- (7) 訪日教育旅行の受入促進に関する事業
- (8) 県産品の紹介及び販路拡大に関する事業
- (9) 官公庁等からの受託に関する事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (11) 酒類の小売及び卸売に関する事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、機構の目的に賛同する地方公共団体、地域観光団体、商工関係団体、農水関係団体、観光又は、物産事業に係る個人又は団体であつて、次条の規定により機構の会員となつた者をもつて、構成する。

- 2 前項の会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時、及び毎年、会員は、総会において別に定める会費（会員が地方公共団体の場合は負担金とする。）を支払う義務を負う。

(脱 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損したとき又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既に納入した会費その他拠出金は、返還しない。

(賛助会員)

第12条 この法人は、第5条に定める会員以外のもので、この法人の目的に賛同して、その事業に賛助する事業者及び団体を賛助会員とすることができる。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の定時総会をもって、法人法第36条第1項に定める、定時社員総会とする。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任表決等)

第20条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は、代理人は、委任権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。この場合において、書面による委任状提出者は、第19条の規定の適用については出席した者とみなす。

- 2 前項の委任権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条第3項に掲げる事項を記載する。

- 2 議長及び出席した理事の中から当該総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
 - 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、任期途中で理事・監事が辞任し欠員が生じた場合に備え、あらかじめ補欠の役員・監事を総会に諮ることができる。

補欠の役員

順位	氏名	所属・役職名
1		常勤の理事又は山梨県の観光所管部長が欠けた場合 山梨県が推薦する者 山梨県市長会又は山梨県町村会に所属する者が欠けた場合 山梨県市長会又は山梨県町村会が推薦する者 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合に所属する者が欠けた場合 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合が推薦する者 東日本旅客鉄道(株)に所属する者が欠けた場合 東日本旅客鉄道(株)が推薦する者 中日本高速道路(株)に所属する者が欠けた場合 中日本高速道路(株)が推薦する者 富士急行(株)に所属する者が欠けた場合 富士急行(株)が推薦する者 山梨交通(株)に所属する者が欠けた場合 山梨交通(株)が推薦する者 富士観光開発(株)に所属する者が欠けた場合 富士観光開発(株)が推薦する者 山梨県中小企業団体中央会に所属する者が欠けた場合 山梨県中小企業団体中央会が推薦する者 山梨県農業協同組合中央会に所属する者が欠けた場合 山梨県農業協同組合中央会が推薦する者

補欠の監事

順位	氏名	所属・役職名
1		甲府市の観光所管部長が欠けた場合 甲府市が推薦する者 機構と顧問契約を締結する公認会計士事務所(株)に所属する者が欠けた場合 顧問契約を締結した公認会計士事務所(株)の推薦する者

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、業務を掌理し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(会長、最高顧問、副会長、顧問)

第29条 この法人に会長、最高顧問、副会長、顧問を置くことができる。

- 2 会長、最高顧問及び副会長は、名誉職として、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 4 会長、最高顧問及び副会長は、機構の運営について助言を行うことができる。
- 5 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を發しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものにかぎる。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

(事務局規程)

第38条 事務局及び職員に関する諸規程は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金（賛助会員からの事業賛助のための納入金額を含む）。
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

（資産の種類）

第40条 資産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に記載する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

（基本財産の処分）

第41条 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議に基づき、総会において、出席した会員の4分の3以上の同意を得て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

（財産の管理）

第42条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

（経費の支弁）

第43条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

（事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 公益認定の取消し等に伴う贈与等

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第11章 雑 則

（委 任）

第50条 この定款の施行について必要な事項は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 松井政明、窪田克一、小林明、中村康則、新海一男、横内金弥、笹本森雄、
小野隆弘、谷岡和範、福重隆一、雨宮正英、梶原信行
監事 保坂照次 磯部芳彦

4 この法人の最初の理事長は松井政明、専務理事は窪田克一とする。

附 則（令和元年5月30日変更）
この定款は、令和元年5月30日から施行する。

附 則（令和2年5月27日変更）
この定款は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和3年5月27日変更）
この定款は、令和3年5月27日から施行する。

附 則（令和6年5月31日変更）
この定款は、令和6年5月31日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則（令和7年5月30日変更）
この定款は、令和7年5月30日から施行する。

別表 基本財産（第40条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
有価証券	山梨中央銀行（1,480万円）

令和7年 公益社団法人 やまなし観光推進機構

被表彰者名簿

令和7年（公社）やまなし観光推進機構被表彰者名簿

感謝状 3団体 1個人

No.	氏名	活動歴	推薦団体
1	山梨中央銀行 東部地区本部地域活性化 プロジェクトチーム	富士吉田市活性化を目的に、地元企業・学校・行政等と連携する中「地域を盛り上げよう・元気にしよう」をスローガンに、地域活性化に資する様々な企画やイベント等に取り組むことで地域から支持を得ており、地元企業や行政等の重要なパートナーとなっている。	(一社)山梨県銀行協会
2	山梨中央銀行 中部地区ジュエリープロ ジェクトチーム	全国でも有数の事業所数を誇る甲府市の宝飾産業のブランド向上に貢献すべくプロジェクトチームを組成し、各種団体・宝飾事業者との連携のもと、関連イベントへも積極的に関わり、「宝飾のまち甲府」の認知度向上に尽力した。	(一社)山梨県銀行協会
3	竜王駅魅力発信協議会	設立から長年にわたり、芸術的建造物である竜王駅や南北駅前広場を拠点とした地域づくり事業及び魅力あふれる情報発信に取り組むことで、甲斐市の魅力として市内外に広く認知・定着され、竜王駅の賑わい創出に尽力した。	甲斐市
4	河野 東洋男	長年にわたり御坂町観光協会の会長や副会長として地域観光の振興に尽力され、その卓越したリーダーシップと献身的な活動により、特に地域資源を活かした観光イベントの企画・実施や関係機関との連携強化などに積極的に取り組み、地域の活性化に大きく貢献した。	笛吹市

模範観光物産従業員 10名

「交通関係」

No.	氏名	勤続年数	勤務先	推薦団体
1	志村 恭一	27.04	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
2	三枝 利光	26.08	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
3	丸山 勇二	24.1	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
4	梶原文 文教	15.07	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会
5	齋藤 美香	25.11	山梨交通(株)	(一社)甲府市観光協会

「旅館・観光物産関係」

No.	氏名	勤続年数	勤務先	推薦団体
1	高遠 啓介	39	ハイランドリゾート(株)	(公社)やまなし観光推進機構
2	小林 栄作	37	ハイランドリゾート(株)	(公社)やまなし観光推進機構
3	小林 紀重	32	富士観光開発(株)	(公社)やまなし観光推進機構
4	後藤 まゆみ	27	富士観光開発(株)	(公社)やまなし観光推進機構
5	丸山 洋	16.07	(株)富士レークホテル	河口湖観光協会

令和7年度 公益社団法人やまなし観光推進機構 通常総会

と き 令和7年5月30日（金）

午後2時30分～

ところ 古名屋ホテル

（2F バンヤンツリー）

次 第

1 開 会

2 議 事

第1号議案

令和6年度 事業報告並びに収支決算報告承認の件

第2号議案

令和7年度 事業計画並びに収支予算承認の件

第3号議案

定款の一部改正の件

第4号議案

役員改選の件

3 会長挨拶

4 表彰式

5 その他

6 閉 会

令和7年度 通常総会議案書

令和7年5月30日

公益社団法人 やまなし観光推進機構